

津和野町長の職務代理者の設置に関する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 10 日

津和野町長 下森 博之

## 津和野町規則第12号

### 津和野町長の職務代理者の設置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条の規定に基づき、町長の職務を代理する者（以下「職務代理者」という。）を設置する場合の基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(設置基準)

第2条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、職務代理者を設置するものとする。

(1) 海外に旅行し、滞在先における社会事情、通信状況等により、通信等が困難なため、職員を指揮監督し得る状況にないと認められる場合

(2) 病気その他の事由により、その職務に自ら有効な意思決定をし、職員を指揮監督し得る状況にないと認められる場合

2 町長が欠けたとき又は前項の規定により職務代理者を設置する場合において、町長が自ら設置することが困難と認められるときは、副町長が職務代理者を設置するものとする。

3 前項の規定により職務代理者を設置する場合において、副町長が第1項各号に該当するときは、津和野町長の職務代理者の順序に関する規則（平成17年津和野町規則第6号）の規定により職務代理者となる者が職務代理者を設置するものとする。

(告示)

第3条 町長は、職務代理者を設置しようとするときは、職務代理者の職氏名、設置期間及び設置理由について告示するものとする。ただし、町長が自ら告示することが困難であると認められるときは、職務代理者が告示するものとする。

2 前項の場合において、職務代理者の設置期間（以下「職務代理期間」という。）を設けることが困難であると認められるときは、当該期間について告示しないことができる。

(関係機関への通知)

第4条 町長又は職務代理者は、島根県及び関係機関に対し、前条の規定による告示の内容について通知するものとする。

(職務代理期間の表記等)

第5条 職務代理期間において、公文書等に表記する職名は、津和野町長職務代理者とする。

2 前項の規定にかかわらず、感謝状、表彰状、祝辞等において職務代理者名によって行うことが社会通念上礼を失すると認められる場合には、町長名によってこれを行うことができるものとする。

3 職務代理期間に使用する公印は、津和野町公印規程（平成17年津和野町訓令第15号）に定めるところによる。

(文書等の修正)

第6条 職務代理期間中は、前条第2項の規定による場合を除き、町長の職名の表記及び津和野町長印の押印がしてある文書は使用できないものとする。

2 前項に規定する文書等をやむを得ず使用するときは、当該表記を二重線で消除し、職務代理者の職名を表記し直すものとする。公印についても同様とする。

(読替措置)

第7条 前2条の規定にかかわらず、既に町長の職名又は津和野町長印が刷り込まれている文書等で、職務代理期間中に大量に交付し、又は発送するもの等、これを修正することが容易でないと認められるときは、津和野町長を津和野町長職務代理者と、津和野町長印を津和野町長職務代理者印と読み替えて措置する。

2 前項の規定により読替措置を行うときは、事前に告示しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。